

令和5年度第2回八千代市福祉有償運送運営協議会

令和5年12月4日（月）午後2時00分～

八千代市役所2階 第1・2会議室

次 第

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 八千代市における福祉有償運送の必要性について（資料1）
- (2) 社会福祉法人清明会において実施する福祉有償運送の更新申請について（資料2）
- (3) NPO 法人移動サポートちば・北総において実施する福祉有償運送の更新申請について（資料3）

3. 閉 会

<資料>

資料1：移動制約者の状況等について

資料2：社会福祉法人清明会 更新申請資料

資料3：NPO 法人移動サポートちば・北総 更新申請資料

?

令和5年度第2回八千代市福祉有償運送運営協議会席次表

令和5年12月4日（月）午後2時00分～
八千代市役所 2階 第1・2会議室

出入口

会長席

佐川委員		中本委員
唐澤委員		平野委員
上田委員		井上委員 (熊井代理)
佐藤委員		陰山委員

事務局席

出入口

事業所席

傍 聴 人 席

八千代市福祉有償運送運営協議会 委員名簿

No.	項 目	所 属 団 体 名 等	氏 名
1	学識経験者	日本大学 理工学部 交通システム工学科 准教授	えもり ひさし 江守 央
2	関東運輸局千葉運輸支局	関東運輸局千葉運輸支局 運輸企画専門官	さがわ たいき 佐川 大輝
3	ボランティア団体	八千代市社会福祉協議会移送サービスボランティア	ひろせ おきむ 廣瀬 実
4	利用者代表	社会福祉法人 八千代市身体障害者福祉会 利用者	からさわ きくえ 唐澤 菊枝
5	バス事業者	千葉県バス協会 業務係長	うえだ よしまさ 上田 純誠
6	タクシー事業者	三ツ矢エミタスタクシー株式会社 八千代営業所 所長	さとう ひろあき 佐藤 宏昭
7	タクシー事業者	有限会社 高千穂タクシー代表取締役	なかもと ひろまさ 中本 浩正
8	市職員	都市整備部 都市計画課長	ひらの やすお 平野 泰央
9	市職員	健康福祉部 長寿支援課長	いのうえ よしなり 井上 義也
10	市職員	健康福祉部 障害者支援課長	かげやま るか 陰山 路加

(順不同)

任期：令和7年2月11日まで

資料 2

令和 5 年 10 月 25 日

八千代市長 服部 友則 殿

住 所 千葉県八千代市島田台 1002 番 6

名 称 社会福祉法人 清明

代表者名 理事長 寺田 憲

八千代市福祉有償運送運営協議会への協議依頼について

このことについて、別添のとおり自家用有償旅客運送の登録申請書案を提出いたしますので、福祉有償運送に係る運営協議会に諮っていただきますようお願いいたします。

申請団体名 ヘルパーステーション はなみずき

代表者名 近藤 健司

連絡先 047-480-5050

令和5年10月25日

八千代市長 服部 友則 殿

名 称 社会福祉法人 清明会
住 所 千葉県八千代市島田台1002番6
代表者の氏名 理事長 寺田 憲児

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいのので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

(名 称) 社会福祉法人 清明会
(住 所) 千葉県八千代市島田台1002番6
(代表者の氏名) 理事長 寺田 憲児

2. 登録番号

関千福第115号

3. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

4. 運送の区域

運送の区域	備 考
八千代市	

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
ヘルパーステーションはなみずき	千葉県八千代市島田台998-4

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	バス (乗車定員11人以上)	普通自動車 (乗車定員10人以下)	合 計
ヘルパーステーション はなみずき	所有		3 (3)	3 (3)
	持込		()	
	合計		3 (3)	3 (3)

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事務所の名称	所 有 区 分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合 計 (軽)
ヘルパーステーション はなみずき	所 有	()	()	()	()	3 (3)	3 (3)
	持 込	()	()	()	()	()	()
	合 計	()	()	()	()	3 (3)	3 (3)

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

公共交通空白地有償運送		
福祉 有償 輸送	☐	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
	☐	ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
	☐	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
	☐	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
	☐	ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	☐	ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
	☐	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

8. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 運営協議会において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 損害賠償措置
- (10) 運送しようとする旅客の名簿
- (11) 登録証

八千代市福祉有償運送運営協議会 申請団体要件確認調査表

NO	項 目		内 容
1	運送主体		名称 社会福祉法人 清明会
2	運送対象	対 象	会員として以下に掲げる者及び付添人 ① 身体障害者福祉法に規定する身体障害者 ② 介護保険法に規定する要介護認定者及び要支援認定者 ③ その他（精神障害・知的障害・その他の障害・難病者）
		形 態	福祉有償運送
3	使用車両	車両数	寝 台 車 台 回転シート車 台 車椅子車 台 セダン車等 3 台 兼 用 車 台 合 計 3 台
		使用権限	法人所有車輛については、運送主体が使用権限を有している。
		車両の表示	マグネットにて福祉有償運送事業者であることと、事業所名を表示
4	運 転 者		運転者 6名 当該6名は一種免許を所持しており、国土交通省認定福祉有償運送運転者講習（セダン等運転者講習含む）を受講し、修了証の公布を受けている。また、免許取得以来、免許取消・一時停止処分を受けていない。
5	損害賠償措置		保険会社：共栄火災海上保険株式会社 保険名称：KAPベース（一般自動車保険） 対人：無制限 対物：無制限 3台
6	対 価	設 定	基本料1回（2km以内）：392円 以降1km毎：180円
		説 明	・「基本料」に関しては千葉県の距離制運賃「初乗運賃」より低額を設定。 ・「以降1km毎」に関しては千葉県の距離制運賃「加算運賃」の半額以下を設定。
		対価以外の対価	旅客の都合による迎車回送料金；回送距離2km迄0円。2km以降実車扱い。 旅客の都合による待機時間：5分未満0円、以降5分毎に150円 介助料（乗降介助に関する部分に限る）：介護保険通院等乗降介助サービスを利用する場合は介護報酬の負担割合による額。使用しない場合は、10割相当額。
		説 明	・「旅客の都合による待機時間」に関しては千葉県の時間距離併用制運賃の半額以下を設定。 ・「介助料（乗降介助に関する部分に限る）」に関しては介護保険訪問介護の通院等乗降介助サービスを設定。
		その他（入会 金等）	無し。
7	管理運営体制		別紙「運行管理の体制等を記載した書類」、「運行管理マニュアル」のとおり。
8	法令遵守		別紙「宣誓書」のとおり。

福祉有償運送運賃規程新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

新	旧
(対価) 第3条 当事業所の福祉有償運送等の対価については、以下のとおりとする。 (1) 基本料 (2 km以内)、<u>392 円</u> / 1 回 (2) 2 km以降 1 km毎に <u>180 円</u> (3) (略) (4) 旅客の都合による待機時間：5 分未満 0 円、以降 5 分毎に <u>150 円</u> (5) 旅客の都合によるキャンセル：予約指定時間の 1 時間を超えた場合は無料、1 時間以内については <u>392 円</u> (6) ～ (8) (略)	(対価) 第3条 当事業所の福祉有償運送等の対価については、以下のとおりとする。 (1) 基本料 (2 km以内)、<u>365 円</u> / 1 回 (2) 2 km以降 1 km毎に <u>90 円</u> (3) (略) (4) 旅客の都合による待機時間：5 分未満 0 円、以降 5 分毎に <u>90 円</u> (7) 旅客の都合によるキャンセル：予約指定時間の 1 時間を超えた場合は無料、1 時間以内については <u>365 円</u> (6) ～ (8) (略)

福祉有償運送運賃規程

社会福祉法人 清明会

ヘルパーステーションはなみずき

(目的)

第1条

この規程は、社会福祉法人清明会ヘルパーステーションはなみずき（以下「当事業所」という。）の福祉有償運送及びこれに附帯する介助料等（以下「福祉有償運送等」という。）の対価について合理的な取扱方を定め、利用者の便利と事業の効率的な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条

当事業所の福祉有償運送等については、別に定める場合を除いて、この規程を適用する。

(対価)

第3条

当事業所の福祉有償運送等の対価については、以下のとおりとする。

- (1) 基本料（2km以内）、392円／1回
- (2) 2km以降1km毎に180円
- (3) 旅客都合による迎車回送料金：回送距離2km及び基本料を限度として回送距離500m毎で基本料設定距離から短縮する。
- (4) 旅客の都合による待機時間：5分未満0円、以降5分毎に150円。
- (5) 旅客の都合によるキャンセル：予約指定時間の1時間を超えた場合は無料、1時間以内については392円。
- (6) 介助料（乗降介助に関する部分に限る）：介護保険の通院等乗降介助サービスの額とし、介護保険を使う場合は介護報酬の負担割合による額、介護保険を使わない場合は介護報酬の10割相当額とする。
- (7) 駐車場代、有料道路代、高速道路代等が掛かる場合は、実費。
- (8) 入会金及び会費は徴収しない。

(対価の徴収)

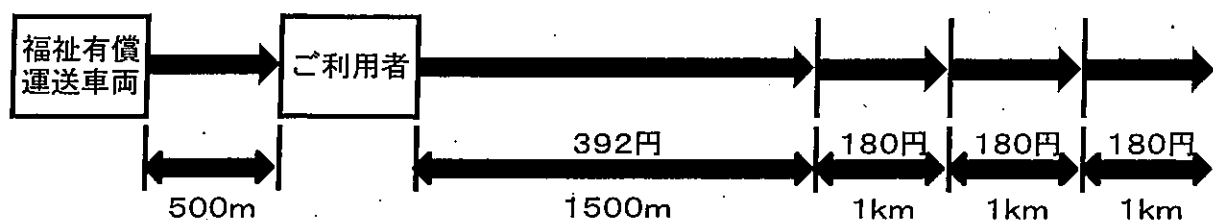
第4条

当事業所の福祉有償運送の対価の徴収については、毎月10日までに前月利用分の請求書を発行し、支払いがなされた後に速やかに領収書を発行するものとする。但し、利用者が都度の支払いを希望した場合は、その限りでは無い。

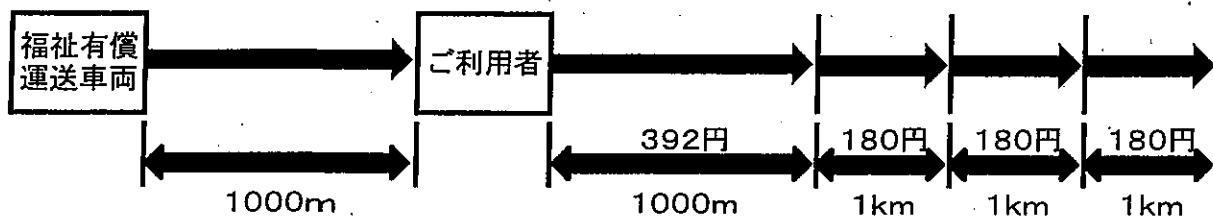
迎車回送料金に関する例

・ご利用様が乗車されてからと、そこまで迎車回送した距離を合わせて(500m単位で)2kmになった時点までが392円となり、その後1km毎に180円が加算して参ります。例としては以下の4つのいずれかになります。(迎車回送料金は2kmを限度とします。)

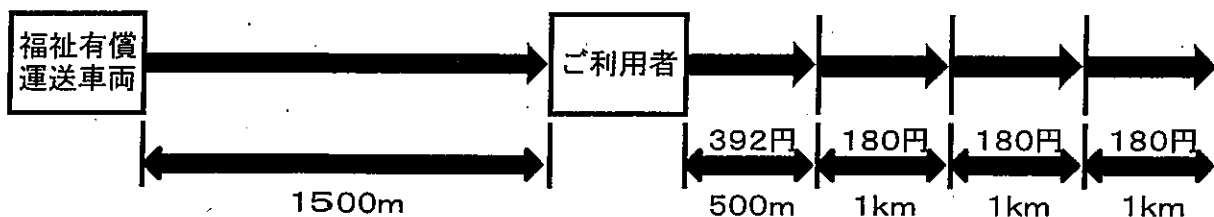
- 1 福祉有償運送車両がご利用様の所まで500mかかる場合、ご利用様が乗車されてから1500mまでが392円となります。



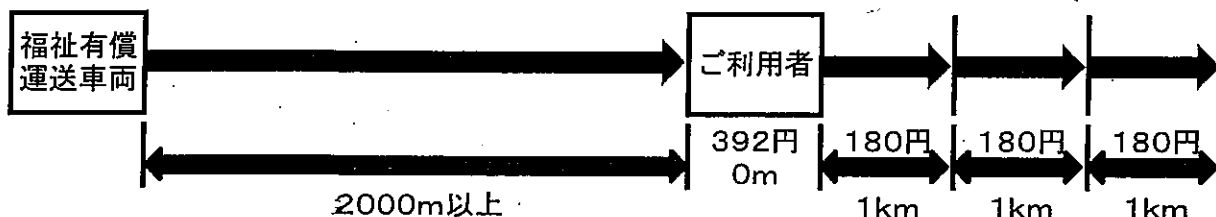
- 2 福祉有償運送車両がご利用様の所まで1000mかかる場合、ご利用様が乗車されてから1000mまでが392円となります。



- 3 福祉有償運送車両がご利用様の所まで1500mかかる場合、ご利用様が乗車されてから500mまでが392円となります。



- 4 福祉有償運送車両がご利用様の所まで2000m以上かかる場合、ご利用様が乗車されて以降1km毎180円となります。



0m~500m未満	迎車回送距離0m
500m~1000m未満	迎車回送距離500m
1000m~1500m未満	迎車回送距離1000m
1500m~2000m未満	迎車回送距離1500m
2000m以上	迎車回送距離2000m

八千代市長 服部 友則 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和5年10月25日

名	称	社会福祉法人 清明会
住	所	千葉県八千代市島田 002-6
代表者の氏名	理事長	寺田 憲

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（社会福祉法人清明会）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1	近藤 健司		大型	1種
2	義田 由美子		普通	1種
3	川岸 律子		普通	1種
4	白井 宏美		普通	1種
5	鶴殿 容子		普通	1種
6	石毛 洋一郎		普通	1種
7				種
8				種

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

※ 福祉輸送を行うにあたり福祉自動車以外を使用して行う場合にあつては、施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

乗務者の就任承諾書 兼 就任予定乗務者名簿【福祉輸送を行う場合】

申請者（社会福祉法人清明会）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その乗務する者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	資格の種類
1			
2			
3			

※ 施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

セダン型等の自動車を使用して、福祉輸送を行う場合であつて、施行規則第51条の16第3項に規定する要件を備えない運転者が乗務する場合にあつては当該要件を備えた者を乗務させることが必要。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（社会福祉法人清明会）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

令和5年10月25日

住 所 [REDACTED]
氏 名 義田 由美子 [REDACTED]

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体（申請者名）	社会福祉法人清明会
-------------	-----------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ヘルパーステーションはなみずき）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

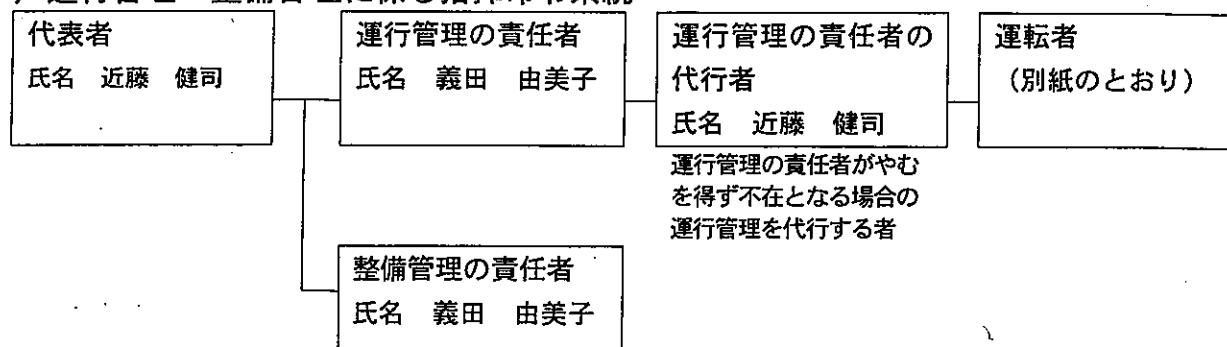
No	氏 名	住 所	資格の種類	委託
1	義田 由美子		運行管理者	
2				

- 乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 51 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法 23 条第 1 項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 市町村運営有償運送にあつて運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。

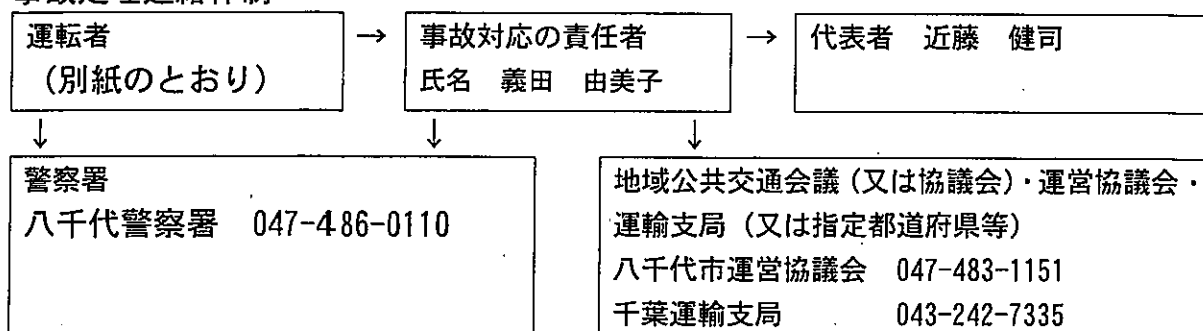
(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所
1	義田 由美子	

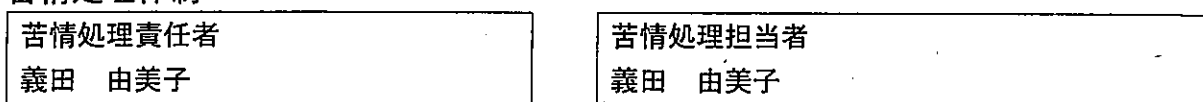
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

ヘルパーステーションはなみずき

身体障害者		人 数	要介護認定者		人 数
6 級			要 介 護 1		3
5 級			要 介 護 2		7
4 級			要 介 護 3		2
3 級			要 介 護 4		2
2 級			要 介 護 5		
1 級			合 計		14
合 計			要支援認定者		人 数
精神障害者		人 数	要 支 援 1		
3 級			要 支 援 2		
2 級			合 計		
1 級			基本チェックリスト該当者		人 数
合 計			合 計		
知的障害者		人 数	その他の障害を有する者		人 数
軽 度			肢 体 不 自 由		
中 度			内 部 障 害		
重 度			知的障害（認定者を除く）		
合 計			精神障害（認定者を除く）		
			そ の 他		
合 計			合 計		
総合計					

旅 客 の 名 簿

(福祉用)

自家用有償旅客運送者の名称

ヘルパーステーションはなみずき

番号	氏 名	住 所	入会年月日	運送を必要とする理由							備考
				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	
1			2015/4/1				○				
2			2015/4/1				○				
3			2017/11/1				○				
4			2018/7/10				○				
5			2018/12/26				○				
6			2021/7/1				○				
7			2021/9/1				○				
8			2022/7/26				○				
9			2022/10/17				○				
10			2022/11/9				○				
11			2023/2/2				○				
12			2023/3/11				○				
13			2023/4/1				○				
14			2023/4/1				○				
15											
16											
17											
18											
19											
20											

イ 身体障害者
 ロ 精神障害者
 ハ 知的障害者
 ニ 要介護認定者
 ホ 要支援認定者
 ヘ 基本チェックリスト該当者
 ト その他（肢体不自由、内 部障害、精神障害、その他の障害）

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称 ヘルパーステーションはなみずき

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (人)	所有者名	使用者名	備考
1	習志野580 た 3297	4	社会福祉法人清明会	社会福祉法人清明会	
2	習志野580 そ 9860	4	社会福祉法人清明会	社会福祉法人清明会	
3	習志野580 そ 2097	4	社会福祉法人清明会	社会福祉法人清明会	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

運行管理マニュアル

1 目的

このマニュアルは、社会福祉法人清明会ヘルパーステーションはなみずき（以下「運送者」という。）が実施する福祉有償運送における運行管理に関する基本的な事項を定め、安心・安全運行の確立を図ることを目的とする。

2 組織

運行管理業務および整備管理業務を誠実かつ確実に遂行するために、運行管理責任者及び整備管理責任者を次のとおり定める。

運行管理責任者 義田 由美子

整備管理責任者 義田 由美子

3 運転者

福祉有償運送の運転者の要件は、次のとおりとする。

(1) 福祉車両

- ア 第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者
- イ 第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって、次に掲げる要件のいずれかを備える者
- (7) 国土交通大臣が認定する講習（福祉有償運送運転者講習）を修了していること。
- (i) (1)イ(7)に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

(2) セダン車両

- ア 介護福祉士の登録を受けていること。
- イ 国土交通大臣が認定する講習（セダン等運転者講習）を修了していること。
- ウ (2) ア イ に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

(3) その他に運転者に関する事項

利用者を乗車させるときは、運送者が作成した写真入りの「運転者証」を、自動車内の利用者から見やすい位置に掲示すること。

なお、運転者として登録し、活動を開始してから、死亡事故や重傷を負わせる事故を起こしたり、悪質な違反をしたり、免許停止処分を受けたときは、自動車事故対策機構が実施している「運転者適性診断」を受診し、運転免許の停止条件が解除された後でなければ、運転業務は再開できない。

4 運行の管理

運行管理責任者は、法令に定められた運行の安全管理に関する業務を運送者に代わって行う。

(1) 運行管理責任者の業務

- ア 必要な要件を備えない者に自動車を運転させないこと。
- イ 事故を起こした運転者に適性診断を受けさせること。
- ウ セダン型車両を使用する場合には、必要な要件を備える者に運転させるか、必要な要件を備える者を乗務させること。
- エ 自動車の運転者に対し、安全な運転のための確認を行い、指示を与え、記録し、その記録を保存すること。
- オ 自動車の運転者に対し、乗務記録を作成させ、その記録を保存すること。
- カ 運転者台帳を作成し、事務所に備え置くこと。
- キ 事故の記録を作成し、及びその記録を保存すること。
- ク その他自動車の運行の安全を確保するために必要な業務を行うこと。

(2) 安全な運転のための確認

運送者は、乗務しようとする運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

(3) 乗務記録

- ア 運転者は、運行終了後速やかに乗務記録を作成し、運行管理責任者に報告する。
- イ 乗務記録の記載事項は次のとおりとする。
 - ・運転者の氏名
 - ・乗務した自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号その他の当該自家用有償旅客運送自動車を識別できる表示
 - ・利用者の氏名
 - ・乗務の開始及び終了の地点及び日時
 - ・主な経路、経過地点及び乗務した距離
 - ・収受した対価
 - ・事故、著しい運行の遅延、その他異常な状態が発生した場合の対応及びその原因
- ウ 乗務運行記録は運転者ごとに記録し、かつ整理して1年間保管する。

5 整備管理

整備管理責任者は、運送者から「自動車の点検・整備及び自動車車庫の管理」に関する事項を処理するため必要な権限が与えられ、これらの職務の執行責任者として業務を実施する。仮に整備管理責任者が職務を怠り自動車の点検整備に係る事故が発生した場合は、直接的に責任を負う。

(1) 日常点検

整備管理責任者は、自動車の安全運行を確保するため、その運行の開始前に、点検基準による日常点検を自ら実施するか、又は乗務する運転者が実施する。

(2) 定期点検整備

整備管理責任者は、自動車の安全運行の確保と経済的使用を図るために定期点検整備計画をたてて確実に実施する。

(3) 点検整備の記録及び保管管理

点検整備の実施結果は、点検整備記録及び記録表に所定の事項を記入し、保管管理する。

6 事故に関する対応

(1) 事故発生時の対応についての教育指導

事故対応責任者は、運転者に対して車両運行中に万一事故が発生した場合の対応事項について、次のとおり周知徹底を図ることとする。

- ア 緊急救命措置の研修を受講すること。
- イ 事故の続発を防ぐための処置を講じること。
- ウ 死傷者のあるときには、速やかに応急手当その他の必要な措置を講じること。
- エ 警察官に報告し、指示を受けること。
- オ 事故対応責任者に緊急連絡をして指示を受けること。

(2) 事故発生時の対応

事故対応責任者は、運転者その他の者から事故が発生した旨の連絡を受けたときは、次のとおり措置を講じる。

- ア 直ちに事故の続発防止、負傷者の救急等所要の措置を講じるよう指示すること。
- イ 軽微な事故を除き必ず現場に急行し、発生状況等原因を調査すること。
- ウ できる限り目撃者、相手方の意見を聴取すること。
- エ 把握した事故の状況等を八千代市に連絡すること。
- オ 重大な事故のときは、八千代市に連絡するとともに、千葉運輸支局に連絡すること。

(3) 事故の記録の作成及び保存

事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を事務所において2年間保存しなければならない。

- ア 運転者の氏名
- イ 自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号その他の当該自家用有償旅客運送自動車を識別できる表示
- ウ 事故の発生日時
- エ 事故の発生場所
- オ 事故の当事者（運転者を除く。）の氏名
- カ 事故の概要（損害の程度を含む。）

- キ 事故の原因
- ク 再発防止対策

7 苦情に関する対応

(1) 苦情の申し出を受けた場合の対応

苦情処理責任者は、利用者等からの苦情及び苦情に関する情報を受けたときは、次のとおり措置を講じる。

- ア 苦情の内容を調査し、改善に向けた対応を図ること。
- イ 改善に向けた解決策を検討し、必要に応じてその結果を利用者に回答すること。
- ウ 苦情の内容及び改善に向けた解決策を八千代市に報告すること。

(2) 苦情処理簿の作成及び保存

利用者等からの苦情及び苦情に関する情報を受けたときは、次に掲げる事項を記録し、かつその記録を整理して1年間保存する。

- ア 苦情の内容
- イ 原因の究明結果
- ウ 苦情に対する弁明の内容
- エ 改善措置
- オ 苦情処理を担当した者

定 款

社会福祉法人 清明会

定 款

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

(イ) 軽費老人ホームの経営

(ロ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第2種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 老人短期入所事業の経営

(ハ) 老人介護支援センター事業の経営

(ニ) 老人居宅介護等事業の経営

(ホ) 障害福祉サービス事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人清明会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の高齢者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を千葉県八千代市島田台字神久保道1002番6に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、法人職員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を越えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員

会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 3 章 評 議 員 会

(構成)

第 10 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置く。
- 3 議長は、その都度互選で定める。

(権限)

第 11 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 基本財産の処分
- (5) 事業計画及び収支予算
- (6) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (7) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (8) 公益事業に関する重要な事項
- (9) 解散
- (10) 残余財産の処分
- (11) 定款の変更
- (12) 社会福祉充実計画の承認
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 12 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 13 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び評議員会において選任した議事録署名人2名は、これに署名又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長とする。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 理事長以外の理事のうち、3名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を越えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。
また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、この法人の業務を分担し執行する。
3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとすることができる。

(役員の解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 23 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第 24 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 25 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会に議長を置く。

3 議長は、その都度互選で定める。

(権限)

第 26 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 27 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 28 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事

が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事長及び監事は、これに署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

【土地】

- | | |
|---|-------------|
| (1) 千葉県八千代市島田台字神久保道1002番6 | 1, 184. 33㎡ |
| 軽費老人ホームケアハウスガーデンカルミア敷地 | 1, 184. 33㎡ |
| (2) 千葉県八千代市島田台字神久保道998番4 | 3, 291. 18㎡ |
| 千葉県八千代市島田台字神久保道998番7 | 1, 452. 72㎡ |
| 特別養護老人ホームはなみずき敷地 | 4, 743. 90㎡ |
| (3) 千葉県八千代市島田台字神久保道1015番2 | 360. 00㎡ |
| 特別養護老人ホームはなみずき及びケアハウスガーデンカルミアへの
消防用梯子車輛進入路 | |
| (4) 千葉県八千代市島田台字神久保道1015番8 | 1, 024. 00㎡ |
| 千葉県八千代市島田台字神久保道1015番16 | 896. 00㎡ |
| 特別養護老人ホームはなみずき駐車場用地 | 1, 920. 00㎡ |
| (5) 千葉県八千代市島田台字神久保道1002番5 | 756. 00㎡ |
| ガーデンカルミア駐車場用地 | |

(6) 千葉県八千代市島田台字神久保道1002番21	17.00m ²
千葉県八千代市島田台字神久保道1002番22	32.00m ²
千葉県八千代市島田台字神久保道1002番23	17.00m ²
公衆用道路	

(7) 千葉県佐倉市下志津字宮下552番	
軽費老人ホームケアハウスくつろぎの里敷地	951.39m ²

(8) 千葉県佐倉市下志津字宮下551番	621.00m ²
デイサービスセンターくつろぎの里駐車場用地	

(9) 千葉縣市原市二日市場字新田川ノ上773番3	91.81m ²
千葉縣市原市二日市場字新田川ノ上774番1	1,966.00m ²
千葉縣市原市二日市場字新田川ノ上774番4	261.38m ²
千葉縣市原市二日市場字新田川ノ上774番5	644.18m ²
軽費老人ホームケアハウス向日葵敷地	2,963.37m ²

【建物】

(1) 千葉県八千代市島田台字神久保道1002番地6	
1階延床面積	406.66m ²
2階延床面積	391.27m ²
3階延床面積	307.89m ²
4階延床面積	307.89m ²
軽費老人ホームケアハウスガーデンカルミア	
(鉄筋コンクリート造陸屋根4階建)	1,413.71m ²

(2) 千葉県八千代市島田台字神久保道998番地4、998番地7、 1002番地6	
1階延床面積	1,401.62m ²
2階延床面積	2,123.40m ²
3階延床面積	2,055.42m ²
4階延床面積	1,317.86m ²
特別養護老人ホームはなみずき	
(鉄筋コンクリート造陸屋根4階建)	6,898.30m ²

(3) 千葉県佐倉市下志津字宮下552番地

1階延床面積	453.22㎡
2階延床面積	434.60㎡
3階延床面積	359.99㎡
4階延床面積	411.88㎡
5階延床面積	411.88㎡
6階延床面積	359.99㎡
7階延床面積	359.99㎡

軽費老人ホームケアハウスくつろぎの里

(鉄筋コンクリート造陸屋根7階建) 2,791.55㎡

(4) 千葉縣市原市二日市場字新田川ノ上774番地1、同番地5、
同番地4、773番地3

1階延床面積	982.19㎡
2階延床面積	963.32㎡
3階延床面積	797.36㎡
4階延床面積	797.36㎡
5階延床面積	797.36㎡

軽費老人ホームケアハウス向日葵

(鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺5階建) 4,337.59㎡

(5) 千葉縣市原市二日市場字新田川ノ上774番地1

居宅介護支援センター向日葵事務所

(木造スレートぶき平屋建) 92.74㎡

(6) 千葉県印西市瀬戸字鴻ノ巣1844番地2

1階延床面積	1,296.09㎡
2階延床面積	599.24㎡
地下1階延床面積	22.00㎡

軽費老人ホームよしきり

(鉄筋コンクリート造陸屋根・スレートぶき地下1階付2階建)

1,917.33㎡

(7) 千葉県印西市瀬戸字鴻ノ巣1844番地2

1階延床面積 74.92㎡

2階延床面積 69.56㎡

軽費老人ホームよしきり倉庫寄宿舍

(鉄骨・木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建)

144.48㎡

(8) 千葉県八千代市村上字向原1113番36

1階延床面積 873.25㎡

2階延床面積 845.26㎡

特別養護老人ホームむらかみの郷

(鉄骨造陸屋根2階建)

1718.51㎡

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第38条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受け、千葉県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、千葉県知事の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第32条 この法人の資金は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 34 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 35 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 36 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 37 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 38 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (イ) 居宅介護支援事業の経営
- (ロ) 地域包括支援センター事業の経営
- (ハ) 介護予防支援事業の経営
- (ニ) 配食サービス事業の経営
- (ホ) 福祉有償運送サービス事業の経営
- (ヘ) 介護職員初任者研修事業の経営
- (ト) 福祉用具貸与事業の経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第 8 章 解散

(解散)

第 39 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 40 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 41 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、千葉県知事の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係る

ものを除く。)を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を千葉県知事に届け出なければならない。

第 10 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、社会福祉法人清明会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 43 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 寺田 昌洋

理事 高橋 誉富

理事 寺田 みき

理事 山村 安雄

理事 土屋 武雄

理事 佐藤 時男

理事 荻原 久夫

理事 飯島 敏行

理事 八島 敏江

理 事 志 津 忠 男

理 事 石 渡 宏

監 事 金 井 一 夫

監 事 大久保 洋 治

この定款は、平成 8 年 7 月 19 日から施行する。
この定款は、平成 9 年 7 月 28 日から施行する。
この定款は、平成 10 年 3 月 31 日から施行する。
この定款は、平成 10 年 10 月 28 日から施行する。
この定款は、平成 11 年 1 月 6 日から施行する。
この定款は、平成 11 年 9 月 21 日から施行する。
この定款は、平成 12 年 3 月 6 日から施行する。
この定款は、平成 12 年 6 月 6 日から施行する。
この定款は、平成 14 年 3 月 15 日から施行する。
この定款は、平成 15 年 2 月 26 日から施行する。
この定款は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。
この定款は、平成 21 年 9 月 30 日から施行する。
この定款は、平成 22 年 6 月 23 日から施行する。
この定款は、平成 23 年 3 月 11 日から施行する。
この定款は、平成 24 年 5 月 18 日から施行する。
この定款は、平成 25 年 5 月 9 日から施行する。
この定款は、平成 25 年 10 月 16 日から施行する。
この定款は、平成 27 年 1 月 30 日から施行する。
この定款は、平成 27 年 8 月 21 日から施行する。
この定款は、平成 28 年 12 月 10 日から施行する。
この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この定款は、令和 元年 6 月 20 日から施行する。
この定款は、令和 3 年 8 月 24 日から施行する。
この定款は、令和 5 年 1 月 18 日から施行する。

履歴事項全部証明書

千葉県八千代市島田台字神久保道1002番6

社会福祉法人清明会

会社法人等番号	0400-05-003380
名称	社会福祉法人清明会
主たる事務所	千葉県八千代市島田台字神久保道1002番6
法人成立の年月日	平成8年7月19日
目的等	目的 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 (1) 第1種社会福祉事業 (イ) 軽費老人ホームの経営 (ロ) 特別養護老人ホームの経営 (2) 第2種社会福祉事業 (イ) 老人デイサービス事業の経営 (ロ) 老人短期入所事業の経営 (ハ) 老人介護支援センター事業の経営 (ニ) 老人居宅介護等事業の経営 (ホ) 障害福祉サービス事業の経営 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。 公益を目的とする事業 (イ) 居宅介護支援事業の経営 (ロ) 地域包括支援センター事業の経営 (ハ) 介護予防支援事業の経営 (ニ) 配食サービス事業の経営 (ホ) 福祉有償運送サービス事業の経営 (セ) 介護職員初任者研修事業の経営 平成29年 4月 1日変更 平成29年 6月 9日登記
	目的 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 (1) 第1種社会福祉事業 (イ) 軽費老人ホームの経営 (ロ) 特別養護老人ホームの経営 (2) 第2種社会福祉事業 (イ) 老人デイサービス事業の経営 (ロ) 老人短期入所事業の経営

	(ハ) 老人介護支援センター事業の経営 (ニ) 老人居宅介護等事業の経営 (ホ) 障害福祉サービス事業の経営 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。 公益を目的とする事業 (イ) 居宅介護支援事業の経営 (ロ) 地域包括支援センター事業の経営 (ハ) 介護予防支援事業の経営 (ニ) 配食サービス事業の経営 (ホ) 福祉有償運送サービス事業の経営 (ヘ) 介護職員初任者研修事業の経営 (ト) 福祉用具貸与事業の経営 令和 3年 8月24日変更 令和 3年 9月13日登記	
役員に関する事項	理事長 寺 田 憲 児 理事長 寺 田 憲 児 理事長 寺 田 憲 児	令和 1年 6月20日重任 令和 1年 6月27日登記 令和 3年 6月18日重任 令和 3年 6月22日登記 令和 5年 6月21日重任 令和 5年 7月 6日登記
資産の総額	金34億2383万6275円 平成31年 3月31日変更 令和 1年 6月27日登記 金33億3664万9288円 令和 2年 3月31日変更 令和 2年 6月26日登記 金32億6025万8033円 令和 3年 3月31日変更 令和 3年 6月22日登記 金31億5829万9455円 令和 4年 3月31日変更 令和 4年 6月20日登記 金30億3084万3025円 令和 5年 3月31日変更 令和 5年 7月 6日登記	
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成16年10月 4日移記	



千葉県八千代市島田台字神久保道1002番6
社会福祉法人清明会

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

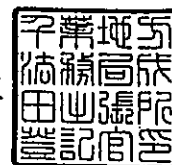
(千葉地方法務局管轄)

令和 5年10月17日

千葉地方法務局成田出張所

登記官

吉 原 卓



社会福祉法人清明会 役員名簿

令和5年6月21日 現在

役職	役員名	郵便番号	住所	電話番号	生年月日	年齢	就任年月日	任期満了年月日	親族関係	職業	代表権の有無	役員の資格等(該当に○)				
												学識経験者	地域福祉関係	地域代表	施設長	その他
理事	理事長	寺田 憲児					R5. 6. 21	令和7年度の定時評議員会の終結の時まで	○	当法人理事長	有	○			○	
理事	業務執行理事 法人本部長 法令遵守責任者	早川 勇夫					R5. 6. 21	令和7年度の定時評議員会の終結の時まで		当法人施設長		○			○	
理事	業務執行理事	近藤 健司					R5. 6. 21	令和7年度の定時評議員会の終結の時まで		当法人施設長		○			○	
理事	業務執行理事 会計統括責任者	松原 順一					R5. 6. 21	令和7年度の定時評議員会の終結の時まで		当法人施設長		○			○	
理事		山口 智史					R5. 6. 21	令和7年度の定時評議員会の終結の時まで		当法人施設長		○			○	
理事		寺田 大輝					R5. 6. 21	令和7年度の定時評議員会の終結の時まで	○	当法人事務主任		○				
監事		出倉 幸夫					R5. 6. 21	令和7年度の定時評議員会の終結の時まで						○		
監事		恩田 寿永					R5. 6. 21	令和7年度の定時評議員会の終結の時まで						○		

原本に相違なきことを証明します

社会福祉法人 清明

理事長 寺田 憲

令和5年 10月

社会福祉法人清明会 役員名簿

令和5年6月21日 現在

役職	役員名	郵便番号	住所	電話番号	生年月日	年齢	就任年月日	任期満了年月日	親族関係	職業	代表権の有無	役員の資格等(該当に○)				
												学識経験者	地域福祉関係	地域代表	施設長	その他
評議員	塚本 路明						R3. 6. 18	令和7年度の定時評議員会の終結の時まで						○		○
評議員	御園生 光司						R3. 6. 18	令和7年度の定時評議員会の終結の時まで						○		
評議員	谷口 善啓						R3. 6. 18	令和7年度の定時評議員会の終結の時まで						○		
評議員	八島 敏江						R3. 6. 18	令和7年度の定時評議員会の終結の時まで								○
評議員	谷村 朋昭						R3. 6. 18	令和7年度の定時評議員会の終結の時まで								○
評議員	神谷 さおり						R3. 6. 18	令和7年度の定時評議員会の終結の時まで								○
評議員	宮本 久生						R4. 4. 1	令和7年度の定時評議員会の終結の時まで						○		

原本に相違なきことを証明します
 社会福祉法人 清 明
 理事長 寺 田
 令和5年 10月

社会福祉法人清明会 役員名簿

役職	役員名	郵便番号	住所	電話番号	就任年月日	任期満了年月日	親族関係	職業	代表権の有無	令和5年6月21日 現在 役員の資格等 (該当に○)				
										学識経験者	地域福祉関係	地域代表	施設長	その他
評議員選任 解任委員	寺田 みき				R3. 6. 18	令和7年度の定時評議員会の終結の時まで	○			○			○	
評議員選任 解任委員	吉澤 功				R3. 6. 18	令和7年度の定時評議員会の終結の時まで				○				
評議員選任 解任委員	風間 一郎				R3. 6. 18	令和7年度の定時評議員会の終結の時まで				○	○	○		
評議員選任 解任委員	出倉 幸夫				R3. 6. 18	令和7年度の定時評議員会の終結の時まで						○		
評議員選任 解任委員	恩田 寿永				R3. 6. 18	令和7年度の定時評議員会の終結の時まで						○		

原本に相違なきことを証明します
 社会福祉法人 清 明
 理事長 寺 田
 令和5年 10 月

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

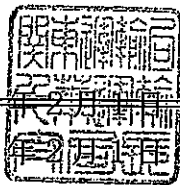
記

1. 登録番号

関千福第115号

2. 登録の有効期間

令和5年2月11日まで
令和6年2月11日まで



3. 名称、住所、代表者氏名

(名称) 社会福祉法人 清明会

(住所) 千葉県八千代市島田台1002番6

(代表者氏名) 寺田 憲児

4. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

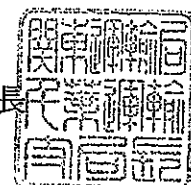
5. 運送の区域

市原市、佐倉市、八千代市

令和3年3月25日

関東運輸局千葉運輸支局長

令和4年11月10日 10字削除 10字加入



令和 5 年 11 月 1 日

八千代市長

住 所 千葉県佐倉市井野 108-77
名 称 トクヒ) 移動サポート・ちば北総
代 表 者 大野和也

八千代市福祉有償運送運営協議会への協議依頼について

このことについて、別添のとおり自家用有償旅客運送の登録申請書案を提出いたしますので、福祉有償運送に係る運営協議会へ諮っていただきますようお願いいたします。

申請団体名 トクヒ) 移動サポート・ちば北総
代表者名 大野和也
連絡先 090-7172-9494
担当者名 大野和也

令和6年 3月 1日

関東運輸局 千葉運輸支局長 殿
指定都道府県等の長 殿

名 称 特定非営利活動法人移動サポート・ちば北総
住 所 千葉県佐倉市井野 108-77
代表者の氏名 大野和也

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名
特定非営利活動法人移動サポート・ちば北総
千葉県佐倉市井野 108 番地 77
大野和也

2. 登録番号
関千福第 163 号

3. 自家用有償旅客運送の種別
福祉有償運送

4. 運送の区域

区 域	備 考
佐倉市 八千代市	

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
NPO 法人移動サポート・ ちば北総	千葉県佐倉市井野 108 番地 77

八千代市福祉有償運送運當協議会 申請団体要件確認調査表

NO	項 目		内 容
1	運送主体		特定非営利活動法人 移動サポート・ちば北総名 称
2	運送対象	対 象	・身体障害者福祉法第3に規定する身体障害者 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者 ・障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する知的障害者 ・介護保険法に規定する要介護認定を受けている者 ・介護保険法に規定する要支援認定を受けている者 ・介護保険法施行規則のよる基準に該当する者 ・その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者
		形 態	福祉有償運送
3	使用車両	車両数	寝 台 車 台 回転シート車 台 車椅子車 1 台 セダン車等 台 兼 用 車 台 合 計 1 台
		使用権限	使用車両 5 台については運送主体が使用権限を有している。
		車両の表示	マグネットにて、福祉有償運送事業者であることと、事業所名を表示
4	運 転 者		運転者 1 名 〔内訳〕 普通二種免許保持者 1 名 免許取消・一時停止処分を受けていない
5	損害賠償措置		〔保険名〕 名称 マイカー共済 （対人：無制限、対物：無制限） 1 台
6	対 価	設 定	基本料金 500 円 距離制料金 1 ㌔ずつ 100 円
		説 明	千葉県の距離制運賃「初乗運賃」「加算運賃」を参考に設定。
		対価以外の対価	送迎回送料 1 ㌔ずつ 50 円 介助料 15 分ずつ 600 円 時間外（20:00～8:00、日曜・祭日）2 割増し
		その他（入会金等）	年会費 2500 円
7	管理運営体制		別紙「運行管理の体制等を記載した書類」「運行管理マニュアル」のとおり
8	法令遵守		別紙「宣誓書」のとおり 道路運送法及び関係法令に則り、運営いたします。

関東運輸局口千葉運輸支局長 殿
千葉県知事 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和6年3月1日

名 称 特定非営利活動法人移動サポート・ちば北総
住 所 千葉県佐倉市井野108番地77
代表者の氏名 大野和也

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（特定非営利活動法人移動サポート・ちば北総）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1	大野 和也		普通	2種
2				種
3				種
4				種
5				種
6				種
7				種
8				種

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（特定非営利活動法人移動サポート・ちば北総）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第51条の18に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

令和 5 年 10 月 24 日

住 所

氏 名

山室芳枝

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体（申請者名）

特定非営利活動法人移動サポート・ちば北総

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（移動サポート・ちば北総 志津支所）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	資格の種類	委託	協力
1	山室芳枝				

▶ 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

▶ 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。

▶ 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。

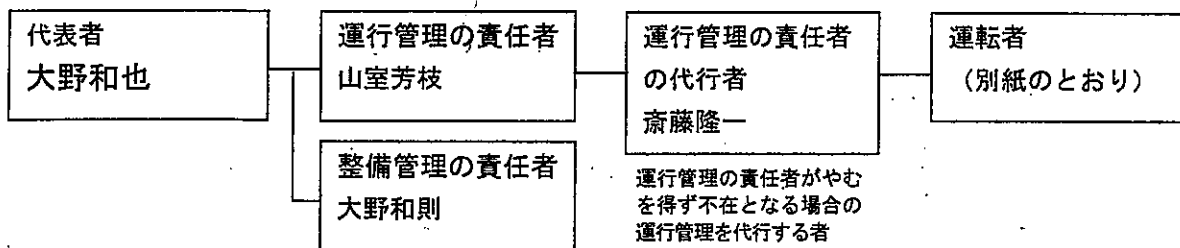
▶ 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

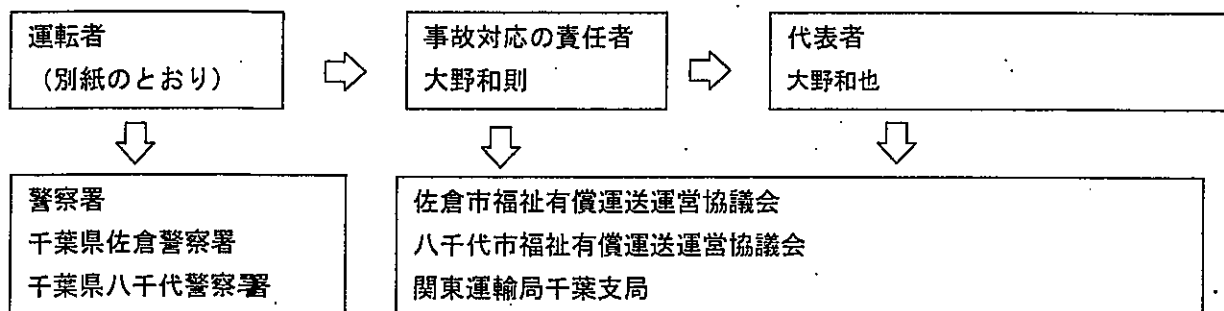
No	氏 名	住 所	協力
1	大野和則		

▶ 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制

苦情処理責任者
大野和也

苦情処理担当者
玉川小百合

身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称：特定非営利活動法人移動サポート・ちば北総

身体障害者		人 数	要介護認定者		人 数
6 級			要 介 護 1		1
5 級			要 介 護 2		
4 級			要 介 護 3		1
3 級			要 介 護 4		
2 級		2	要 介 護 5		1
1 級		1	合計		3
合計		3	要支援認定者		人 数
精神障害者		人 数	要 支 援 1		
3 級			要 支 援 2		2
2 級		2	合計		2
1 級			基本チェックリスト該当者		人 数
合計		2	合計		
知的障害者		人 数	その他の障害を有する者		人 数
軽 度		2	肢 体 不 自 由		
中 度			内 部 障 害		
重 度		2	知的障害（認定者を除く）		
合計		4	精神障害（認定者を除く）		
合 計		4	そ の 他		
総合計			合 計		14

旅 客 の 名 簿

自家用有償旅客運送者の名称：特定非営利活動法人移動サポート・ちば北総

番号	氏 名	住 所	入会年月日	運送を必要とする理由							備考
				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	
1			2018/07/01	○			○				要介護5 身体障害2級(下肢)
2			2020/06/23		○						精神障害2級
3			2021/04/13			○					療育手帳 第1種知的障害
4			2021/08/17	○				○			要支援2 視覚障害1級
5			2021/11/04	○			○				要介護3 下肢障害2級
6			2022/02/14			○					療育手帳 第1種知的障害
7			2022/11/10		○						精神障害2級
8			2022/12/26					○			要支援2
9			2023/01/20				○				身体障害1級
10			2023/02/20				○				要介護1
11			2023/06/21			○					療育手帳 第2種知的障害

イ 身体障害者
ロ 精神障害者
ハ 知的障害者
ニ 要介護認定者
ホ 要支援認定者
ヘ 基本チェックリスト該当者
ト その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害）

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称：特定非営利活動法人移動サポート・ちば北総

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (任)	所有者名	使用者名	備考
1	千葉781 こ・・・5	4名	■■■■■■■■	■■■■■■■■	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

特定非営利活動法人移動サポート・ちば北総定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人移動サポート・ちば北総という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県佐倉市井野108番77に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、当法人が保有する、人材、情報、車両及び機材等を提供し、相互助け合いの精神に基づき、誰でも、いつでも、どこへでも、気兼ね無く、出かけることができる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保険、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 地域安全活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- ① 移動の支援を必要とする生活者の福祉移送事業
- ② 介護、介助を必要とする生活者の生活支援事業
- ③ 中高齢者のボランティア活動家を発掘し、青少年育成、地域防災、ニュースポーツ復興等への協力事業
- ④ 行政、公益法人、民間等の関連事業からの委託事業
- ⑤ 生活環境改善等における他組織との連携事業
- ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した議決権をもつ個人及び団体。
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した議決権をもたない個人及び団体。
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は団体が消滅したとき。
- (3) 継続して、1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 会の活動及び運営を故意に妨害したと認められるとき。
- (5) 会の利用する不当不正行為を行ったとき。
- (6) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、報酬及び費用弁償
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 除名
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 清算人の選任
- (12) 残余財産の帰属
- (13) 事務局の組織及び運営
- (14) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
- (4) 法第14条の3第1項の規定により理事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号又は第4号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録をもって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記す

ること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 第41条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算及び事業計画の追加及び更正)

第43条 議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算及び事業計画の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第49条 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）するときは総会において、清算人を選任する。又は、選任しない場合は理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NP0 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）において行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 大 野 和 也

副理事長 玉 本 小 百 合

理事 山 室 芳 枝

監事 齋 藤 隆 一

3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成31年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 10000 円

正会員会費 3000 円 (1年間分)

(2) 賛助会員会費 個人 3000 円、法人 10000 円 (1年間分)

現在事項全部証明書

千葉県佐倉市井野108番地77
特定非営利活動法人移動サポート・ちば北総

会社法人等番号	0400-05-019849
名称	特定非営利活動法人移動サポート・ちば北総
主たる事務所	千葉県佐倉市井野108番地77
法人成立の年月日	平成30年1月23日
目的等	目的及び事業 この法人は、当法人が保有する、人材、情報、車両及び機材等を提供し、相互助け合いの精神に基づき、誰でも、いつでも、どこへでも、気兼ね無く、出かけることができる地域社会づくりに寄与することを目的とする。 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2 まちづくりの推進を図る活動 3 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 4 地域安全活動 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。 1 特定非営利活動に係る事業 (1) 移動の支援を必要とする生活者の福祉移送事業 (2) 介護、介助を必要とする生活者の生活支援事業 (3) 中高齢者のボランティア活動家の発掘、青少年育成、地域防災、ニユースポーツ復興等への協力事業 (4) 行政、公益法人、民間等の関連事業からの委託事業 (5) 生活環境改善等における他組織との連携事業 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
役員に関する事項	理事 大野和也



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

令和 5年10月18日

千葉地方法務局
登記官

岩崎功治



役員名簿

(法人名称) 特定非営利活動法人移動サポート・ちば北総

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	おおの かずや 大野 和也	[REDACTED]	無
副理事長	たまもと きゅり 玉本 小百合	[REDACTED]	無
理事	やまむろ よしえ 山室 芳枝	[REDACTED] [REDACTED]	無
監事	さいとう りょういち 齋藤 隆一	[REDACTED]	無



千運輸第1433号

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

関千福第163号

2. 登録の有効期間

令和6年3月28日 まで

3. 名称、住所、代表者氏名

(名 称) 特定非営利活動法人 移動サポート・ちば北総

(住 所) 千葉県佐倉市井野108番地77

(代表者氏名) 大野 和也

4. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

5. 運送の区域

佐倉市、八千代市

令和3年3月25日

関東運輸局千葉運輸支局

